

○2番（帰山寿憲君） 2番、帰山です。

今後の財政見込み等4点についてお伺いいたします。

まず、今後の財政見込みについてお伺いいたします。

当市の財政見込みについては、昨年度12月定例会において中期財政見通しをもとに歳入の見込みと義務的経費の増大と政策的経費のバランスについて伺っております。今回は、財政規模の点を含めまして改めて伺います。

さて、現在、第5次勝山市総合計画の策定が行われています。その中で、勝山市の人口は平成32年において約2万2,254人程度と推定しています。一方、先般決定した都市計画には、コンパクトシティが記されています。ここで言うコンパクトシティは、機能集約を主としていると思われませんが、当然財政規模もコンパクトを目指すことになると考えます。そこで、人口減少が見込まれる場合、財政規模も当然縮小すると思われませんが、具体的にはどの程度の規模が予想されるのかを伺うと同時に、通常、歳入の減少にもつながりますが、現行の行政組織を維持したままで対応できるのかどうかを伺います。

当市の人口は平成22年から平成32年の間に高齢者人口総数は7,668人から8,371人に増加し、生産年齢人口は1万4,848人から1万1,688人に減少すると推定されています。この場合、社会福祉関係予算は増加が見込まれる一方、歳入は市税の減収、交付税の減額が見込まれ、総額として予算の自由度が著しい減少を招くと思われれます。予算バランス等の対応策を伺うとともに、政権交代のファクターは別として、今後の地方交付税の増減等の推移予想を伺います。

そして、財源が不足するために会計は異なりますが、介護保険料、その他の公共料金が他市に比較して高額になるのではないかと考えられますが、今後の見込みについて伺います。

現在、進められている第5次勝山市総合計画の策定において、人口の推移見込みについては提示されていますが、今後の勝山市を考える上では、財政状況の見込みは当然必要な資料の一部であると思います。財政規模の推定値を市側から示すべきではないでしょうか。また、観光の拡大を歳入の増加手段として見る場合、長尾山へ至るまでの区域の都市計画等を、景観や農業振興に考慮しつつ見直すことも必要でないかと思われれますが、お考えを伺います。

次に、市指定文化財に関連して伺います。

勝山市には多くの文化財がありますが、近年、維持管理費用等の負担が大きくなったため保存状態が著しく悪化しているケースや、もしくは取り壊しを検討しているものも見受けられるようです。また、文化財相当と思われる物件の保存においてもおろそかにされている状況も見受けられるようです。

そこで、勝山市の文化財において、現在の勝山市指定文化財の管理では、その状態をどのようにして調査把握しているのかを伺います。

また、新たに文化財として指定を行う場合は、教育委員会は文化財保護委員会に意見を求めることになっています。このとき教育委員会は物件ないし事象の把握をどのような方法で行っているのかを伺います。

申請については、市民等からの推薦制度を規定してもよいのではないかと考えます。

また、現在文化財保護委員会で検討中の物件についてその状況を伺い、そのような物件、つまり現在指定検討中の物件の保存管理について、何らかの規定はあるのかを伺います。

さらに、指定文化財を活用する場合は、用途及び設置場所などに制限はあるのか、あればその内容を

伺います。

いわゆる未指定の文化財相当と思われる物品等について、保存体制や状況が著しく悪いものがあるのではないのでしょうか。あればより積極的に市有財産化などの保護を進めるべきではないかと考えますがいかがでしょうか。

3番目に、文書管理について伺います。

一般の耐震補強工事等において竣工図等の不備により設計変更を行わざるを得ず、変更を必要とすることがありました。一般に耐震補強工事においては、構造図等の図面がない場合、現地調査により作成することになります。余計な負担となります。そのほか、管理方法によっては整理や調査に労力や時間のむだも発生することになります。文書の保管等については条例で文書管理規程を定めています。この中では、竣工図を初めとして20以上の項目にわたり永年保存とされていますが、これらの保存状況と市全体の保存状況をどのように把握しているのかを伺います。

文書の保存管理は基本的に各部署で保存されているようですが、どのようになされているのでしょうか。また、その目録等は作成されているのか伺うとともに、今後は文書を集中した書庫等で集中管理をする必要があると思いますが、お考えを伺います。

現在、簡易な文書は個人のパソコン等に保存されている場合があるようですが、保存の安全性に疑問が残りますが、状況を伺います。

また、当市の文書管理規程では、電子文書に対して規定が見当たりません。電子媒体での保存や運用に対する基準はどうなっているのかを伺います。

最後に、国体競技の誘致について伺います。

勝山市ではさまざまなスポーツが盛んに行われています。その中で次期福井国体に関して、バドミントン競技の誘致要望が議会に提出され、採択されています。現在、勝山市には国体の運営規程どおりに同競技を開催できる施設がなく、大変厳しい状況ですが、会場の準用規定もあるようです。前回の国体時の勝山市開催競技がその後、当市に根付いたように、国体競技の誘致は必ず今後の当市のスポーツ活動にも関係してきます。当市として誘致について競技種目を絞り、会場の確保を早急に図るとともに、誘致活動を進めるべきと考えます。

また、このためには体育協会等と連携して、ベースとなる誘致促進団体を設立し、活動を推進するような方法もあるかと思いますが、いかがでしょうか。お考えを伺って、まず最初の質問を終わります。

○副議長（村田與右エ門君） 山岸市長。

（市長 山岸正裕君 登壇）

○市長（山岸正裕君） 今後の財政見込みの位置づけに対する考え方をまずお話をいたします。

総合計画に言及されておりますので、そのことに関連づけながら話をしていきたいと思っております。

特に総合計画につきましても、今、各地域に入ってその説明とそして意見聴取ということをしておるわけですが、もう少し市の方から考え方の整理をして話に入らないと、非常に錯綜する点があるし、やっぱり一つの考え方というものをもう少ししっかりと私たちも伝えていかなければいけないし、それを理解していかなければいけないということも含めて、その財源問題も含めて話をさせていただきます。

総合計画というのは御存じだと思いますけれども、自治体の行政運営における最上位計画でありまして、これは地方自治法に規定をされております。つまり義務づけられているわけです。総合計画の基本

構想の部分はビジョン、つまり未来の形、そして構想を策定するものでありまして、はっきり言って財政見通しではこうなるからといって、それで縛りをかけたらビジョンはかけないということです。人口は現在の人口をもとに出生率と平均寿命で推計はできます。しかし、自治体の10年先の財政状況、これはファクターが多過ぎて推計ができません。端的に言えば、制度設計を変えればまたどうにでもなることであります。したがって、財政予測に基づいて総合計画、特に基本構想をつくるということはなかなか難しいことであります。

もっとわかりやすく言えば、勝山市の自主財源というのは30%、あとは依存財源が70%です。依存財源というのは国からの地方交付税であり、地方譲与税であり、また補助金などの国庫の支出金です。国が10年先の財政計画を示しているというのであれば、それを基準に70%分の依存財源を決めることができますけれども、国は10年先はおろか2年先、3年先の財政計画も示していないんですよ。そういうものなんです。それは示せません。なぜかといったら、実体経済は生きているわけですから、これはもう動き回っているわけです。10年先の経済成長率なんてだれも読めないことです。今回の世界同時不況がだれにも読めなかったように、それは無理だということは今の世界同時不況がそれを証明しております。何が起こるかはだれも予測がつかないわけです。

そのような背景のもとに、地方自治法は自治体に総合計画基本構想の策定を義務づけているわけです。財源になる親元の台所がどうなるのか全くわからないのに、子が勝手にとらぬタヌキの皮算用しても意味がないことでありまして、その証拠に基本構想には、財源を明らかにして財政計画を示しなさいとは地方自治法は一切言っていないわけです。したがって、基本構想の段階で財源問題を持ち出すということは、私は適切ではないと考えております。

基本構想はひたすら夢を描いて、こうなりたいという地域ビジョンをつくること。そしてその次にそのビジョンを実現するためにはどうしたらいいのか、現状をどう変えていかなければならないのかを明らかにして、その作業によって地域の課題が見えてきます。ビジョン、目的、目標があつてこそ、あしたやるべきこと、今やるべきことが見えてくるのであります。そこで財源問題が出てきて、事業規模を振り返ってみると、立ち返ってみるとなかなか難しいと。そういうような段階で実施計画に入ってもいけない。そうなったらその総合計画をもう一回見直そうかということになります。

つまり、総合計画というものは、市民みんなで作るということなんですけれども、こういったプロセスでないとなかなか話し合いに入っていけませんよ。先に財政計画はこれだけしかないんだからといって夢を掛けて言ったらそれは無理ですよ。

財政の問題は、計画の財政規模を予測するぐらいにしまして、財源論に深入りをしないと、これは私の考え方ですよ。そして財源論に入っていくまでに財源論はちょっと横に置いておくと。それくらいの位置づけでいいのではないかと考えています。これはもちろん基本構想の段階です。実施段階になればそれはそんなわけにいきませんよ。しかし、入り口のところで規制をかけてしまうともう中に入れないということです。ですから、そういうふうにした方が夢のある、希望の持てる基本構想ができるのではないかとこのように思っております。

財源につきましてさらにちょっと申し上げますと、極端なことを言えば、30%の自主財源も、これは税金の制度設計を変えれば、例えば税率を変えるだけで増にでも減にでもどうにでも変わるわけです。地方交付税の配分額もこの基準財政需要額、収入額の算定基準を変えれば変わってくるわけです。何を言いたいのかといいますと、その時代には一番いいと思ってつくった税法とか税率とか、つまり国の制

度設計が時代とともに合わなくなっていくのならば変えればよいということですよ。主権在民なんです。我々が変えればよいわけです。なぜならば、法律というものは今言ったように、国民のためにあります。総合的に判断してどうしたら国民が幸せになるかという考えが根底になければならないわけです。主権在民である民主主義のルールのもとで国会がそれを決めることになるわけです。議員が言われるように、人口が少なくなって財源がもたなくなるのならば、人口が少なくなっても財源は確保できるように、主権在民の力を発揮して国の法律を変えていけばいいと私は思っております。

なぜこれを言うかといいますと、これちょっと見ていただきたいんですが、これは平成17年の日本の高齢化をあらわした地図です。平成17年は国調の年で、5年後ですから22年にもう一回やるんですけども、国調の数字としては一番正しい数字です。これは数字が書いてあるのではなく、赤くプロットしてあるんですが、これ日本列島の中に青と緑と白と赤なんです。問題になるのが赤の部分。赤は定住人口のうち老年人口が50%以上、いわゆる限界集落という嫌な言葉で言われているところですけども、これで見ますともうほとんど西日本、さらには九州、そして東北、平成17年でこういう状況になっています。青は19.9%、つまり老人人口がゼロから19.9%、緑が20%から29.9%というふうになっているわけです。

そういうふうな中で、勝山市はどういう位置づけになるかということ、決して赤くはない。集落によってちよぼちよぼとありますけれども、もっともっといえば、福井県全体では青い部分もある、緑の部分もある、こういう状況です。

つまりそういうふうな見方からすれば、日本の高齢化は確かに進んでいるけれども、まだまだ手を入れていけば間に合う状況。しかしこの辺は間に合わないような状況になっているわけです。こちらの方は赤だけプロットしています。したがって、そちらの方から見て赤く見える部分は進んでいるわけですよ。このような状態を看過していいのかということ、それは国会の問題です。これから始まる民主政権の問題ですよ。その中で仕組みを変えていかなければいけない。さっき私が言ったのはそのことなんです。

だから、ただ単に国がつくった税法を初めとする法律のままに成り行きでいけば、こういう赤い部分はもう住めなくなるんです。だからそれを変えていかなきゃいけないんです。それをどうして変えていったらいいかという、そのような基本的な考え方も総合計画の中では入れていってほしいし、それが地域から国を変えていくということにつながるわけです。ですから、既存の法律のままの延長線上で勝山はもうだめになるとかということとは絶対にあり得ないわけです。

したがって、私はいつも言っているんですけども、財政のいろんな指標とか、それから今いろんな指標が出てきますけれども、そういうふうな指標は日本の国の中の半分より上にいる、中位よりも中と上の間ぐらいにいれば、このような中でどんどん悪くなっている部分だったら最後には切り捨てられるかもしれないけれども、そこには入らない。日本全体がこのままではだめだという、国の、国のということも我々の判断ですけども、それが政策に、または国政によって変わっていくのであれば、中の上にいるところはどんだん変革に乗って変えていくことができるわけです。だからそういうことなんだから、決して今の状況の延長線上で物を考えない。それがこれからの地方自治体の一番大事なことだというふうに思っております。

それから次に、大事な国体競技の誘致について。

現在、福井県教育委員会では、平成30年2巡目福井国体に向けて、県民の健康増進につながる本県独自のスポーツ振興策等、新しい形での国体を検討し、福井国体ビジョンをまとめるための国体ビジョ

ン策定委員会が設置をされまして、第1回目の国体ビジョン策定委員会、また個別事項を検討する4つの専門部会が開催され、その中で今後の協議事項などが提示されたところであります。その専門部会に私も競技種目・施設部会の委員として参加をいたしております。

また、勝山市体育協会、勝山市バドミントン協会から、平成30年福井国体のバドミントン競技誘致について陳情が出され、6月勝山市市議会定例会におきまして採択されたところであります。現在、福井県教育委員会から各市町へ施設調査が始まったところでありますし、平成22年度以降に各競技種目の要望調査を始めると聞いておりますが、私といたしましては、ぜひとも勝山市にバドミントン競技を誘致したいというふうに思っております。そのためには、現在、勝山市における体育施設のあり方検討委員会を立ち上げ、その中で体育施設のあり方についても検討をいただいておりますけれども、誘致するからにはバドミントン競技が誘致できるような体育施設を整備することは当然でありますので、今申し上げた私の考え方の是非も含めて、このことを検討委員会で検討していただきたいと思っております。

今後福井県教育委員会との連携を密にしながら、関係団体との協議検討をして、県の教育委員会の情報なども的確に把握をいたしまして、来年度以降の要望調査等が始まりましたら、タイミングを失することなく、関係機関、県、県体協へ働きかけてまいりたいと存じます。

なお、誘致に関して体育協会等をベースとした組織の設立については、適宜に判断をしております。よろしいですか。

○副議長（村田與右エ門君） 竹内都市政策課長。

（都市政策課長 竹内一介君 登壇）

○都市政策課長（竹内一介君） 長尾山へ至るまでの区域の都市計画についてお答えいたします。

勝山市は、本年3月に都市計画マスタープラン追補版を策定し、緊急性のある課題に対応する都市計画を定めるために大きく2つの方針、コンパクトシティの形成と景観の重視を掲げたところであります。

都市計画マスタープラン追補版策定に当たっては、勝山市都市計画審議会の中に専門部会を設置し、検討していただきました。検討課題の中には、議員から提案のごさいました場所を含む幹線道路沿いの土地利用についても議論をいただいたところであります。

その結果、市が今後定める都市計画の方針としまして、勝山市の持つ景観資源を保全し、それらを阻害するような都市開発は規制し、さらに既存の社会資本を活用しながらコンパクトなまちづくりを進めるために、郊外展開型の都市開発は抑制することと定められました。特に幹線道路沿いで市民や多くの来街者に本市を印象づけ、内外からの評価の高い美しい景観を有する沿道の土地利用につきましては、今ある良好な景観を保全するため、開発誘導をしないことと位置づけられております。

今回の都市計画は、勝山市都市計画マスタープラン追補版に基づき、これに即して定めるものであります。議員が御指摘の長尾山へ至るまでの区域につきましては、一面に整然とした田園風景、遠くに加越国境の山並み、森の中からは県立恐竜博物館が顔をのぞかせるといった壮大な眺望を誇り、勝山市を代表する景観の一つとなっております。したがって、今回の都市計画の対象である良好な景観を有する幹線道路沿いの一つとなっており、具体的には住宅以外の建物の立地を制限する都市計画を定める予定であります。また、この区域に商業施設を立地することとなれば市街地の拡大につながるものであり、都市計画マスタープラン追補版の方針でありますコンパクトシティの実現にも反するものであります。

今回の都市計画につきましては、この春から商工会議所や各地区区長会に対して説明を行ってまいりました。また、広報かつやまの紙面におきまして御案内しておりますとおり、既に関係地区での住民説明会を始めております。

今後の都市計画決定の手續におきましては、数回における説明会を丁寧に行い、市民からの御意見を十分お聞きし、慎重に進めてまいりたいと考えております。

○副議長（村田與右エ門君） 山根総務課長。

（総務課長 山根敏博君 登壇）

○総務課長（山根敏博君） 今後の財政見込みについての御質問の中で、今後現行組織の中で対応ができるのかとの御質問がございましたのでお答えいたします。

勝山市は行財政改革を進める中で、職員定数の適正化を目指して職員の削減を進めてまいりました。今後も事務事業をしっかりと見きわめる中で、適時組織についても工夫をいたし、少数精鋭によりの確に 대응してまいりたいと考えております。

続きまして、文書管理についてお答えをいたします。

まず、文書の保存状況についてでございますが、文書は勝山市文書管理規程により各部署で受け付け、起案された文書には文書番号が付され、回議、合議等の決裁を経て処理されます。文書はそれぞれ担当課が書庫に収納し、管理を行っております。しかしながら、年月を経た古いものにあつては、まれに議員御指摘のような事実もありますので、できる限り建物の修繕等を行った場合、図面に補正を加え、保存に努めております。

次に、目録等の作成につきましては、各課において文書番号及び文書件名を一覧表として年度ごとに作成し、管理をしております。

次に、文書の集中管理についてでございますが、現状、当市では本庁地下書庫、元町書庫に文書を保存しておりますが、一部担当が所在する教育会館やすこやかなどにも文書を保存しております。文書の集中管理は、保存する文書等も年々増加してございまして、庁舎のスペースや各部署の利便性などを勘案すると、現段階では難しいと考えております。

次に、個人のパソコン等に保存されている文書の安全性についてでございますが、各部課等の主な文書等は、勝山市のサーバーで管理保存されております。定期的にバックアップをしており、各種データ保存の安全確保に努めております。

最後に、電子文書に対する規定についてでございますが、現在、特に保存や運用に対する規定はございません。これまで関係行政機関とのやりとりが文書中心であったものが、近年は緊急に対応できること、また直接担当者と連絡がとれる利点もあつて、メールでのやりとりが多くなってきております。これらのメールすべてを印刷し、受付処理することは、文書管理規程では想定してなかったことで、電子媒体の保存管理については、関係部課でその対応について調査検討してまいりたいと存じます。

○副議長（村田與右エ門君） 上山史蹟整備課長。

（史蹟整備課長 上山忠恒君 登壇）

○史蹟整備課長（上山忠恒君） 文化財についてお答えいたします。

まず、市の指定文化財の管理状態をどのように調査把握しているのかについてですが、現在、勝山市には市の指定文化財が65件あります。この中には今月の2日に新たに指定された龍谷区の比良野家住宅離れ座敷と長屋門の2件が含まれています。これらの指定文化財の管理状況の把握につきましては、

勝山市文化財補助金等交付要綱の規定に従い、前年度の管理状況の写真をつけて所有者から市に報告してもらうことにより、1件当たり5,000円、2件以上は1万円を上限に、文化財保護料として所有者に交付しております。このとき、修繕の必要性についても報告用紙に記入してもらっておりますので、現状では文化財の管理状況は適切に把握されていると考えております。

次に、新規の指定に際し、教育委員会はその物件等をいかにして把握しているのかについてですが、勝山市文化財保護条例では、文化財指定を行う場合、文化財保護委員会の意見を聞くことになっており、これに先立ち、例えば建造物でありますならば、福井工業大学の吉田純一先生などそれぞれの専門家に実際に評価をしていただき、その結果をもとに文化財保護委員会に諮っております。

また、市民等からの推薦制度を規定すべきとのことですが、現状では市民の方から推薦をいただくこともありますので、こういったときは物件を確認し、文化財指摘候補リストに入れて文化財保護委員会に諮っているところです。

また、文化財指定は関係者の所有権、財産権も尊重する必要があることから、所有者からの申請という形をとっております。

次に、文化財保護委員会での現在検討中の物件はあるのかについてですが、候補物件は現在のところ村岡山城跡や越前禅定道、仏母寺の地蔵菩薩立像など120件ほどあります。これらの候補物件はそれぞれの持つ事情を考慮し、文化財保護委員会の意見を聞きながら優先順位をつけており、上位のものから指定について審議しております。

次に、そのような物件の保存について規定はあるのかについてですが、基本的に市の指定文化財は市の歴史を考える上で貴重なものが指定されており、学術的に価値が高いもの、放置すれば価値が失われてしまう緊急性があるもの等について指定が優先されています。

また、指定された文化財の保存については修理が必要となった場合、さきの勝山市文化財補助金交付要綱の規定により、勝山市が認める経費の2分の1以内、500万円を上限に補助金を交付しております。また、修理に際しては、文化財の価値を損なわないよう、専門家の指導を得て修繕の方法を検討してもらっております。

次に、指定文化財の活用についての制限ですが、市の指定文化財は市の貴重な財産ということで、公開活用を所有者にお願いしています。文化財の価値を損なわないような配慮があれば、特に制限は設けておりません。

最後に、文化財相当と思われる物品等について、保存体制が著しく悪いものがある場合、市の所有財産などにより積極的な保護を図るべきとのことにつきましては、文化財指定にふさわしい貴重な物件あるいは指定物件の中で、どうしても所有者が維持管理できない貴重な物件に関しましては、市の所有にする例があります。例えば、下袋田区の旧左義長やぐらはまだ指定にはなっておりませんが、文化財候補ということで、市の方に寄贈していただき、現在文化財指定や活用の方法を検討しているところです。また、北郷町にあります県指定文化財の木下家住宅ですが、国指定重要文化財の指定を目指す中で、所有者が建物を維持管理できないとのことで、土地と立木は買収、新宅は移転補償、そして指定物件の建物は所有者から寄附をいただきました。現在、来春の国の重要文化財指定を目指し、保存活用の取り組みを進めているところです。

○副議長（村田與右エ門君） 2番。

（2番 帰山寿憲君 質問席登壇）

○2番（帰山寿憲君） 市長より詳細な説明をいただきました。

推定ですが、平成32年ごろには総人口が今の0.87倍、高齢者人口が1.1倍、生産年齢人口が0.79倍、15歳未満の人口が0.74倍。20歳未満も全部被扶養者と計算しますと、現在1人で0.86人を支えていますけれども、平成32年には1.03人になるという計算ですね。これ何言ってるのかといえますと、市長の説明で我々は確かに第5次総合計画の中では財政規模というのは付随するものであって、主ではないということは理解できるんですけども、市民の皆さん、人口がこんなになって総合計画立てて大丈夫なのかと、そういう不安感を常に背中に持って説明会に臨まれていると思うんです。それに対して何らかの説明をしていただきたいなど。今の市長のような御説明をいただければ、市民の方々もそうかと安心していただけるんですけども、現在の第5次総合計画の中でそのような説明はなされておられませんので、不安感だけがしよって、前途にちょっと希望が持てないような感じになると思います。今後ひとつそのあたりのことを考えて、また説明会を継続していただきたいと思います。

次に、文書管理についてちょっと一部若干質問を追加します。

一部出先機関、例えば公民館ですね。担当者の交代等の問題もありまして、文書の所在が行方不明になっているということを多少聞きました。現在、部署単位で保存されてるわけですけども、1カ所に保存した方が保存効率がいいと思うのは常でして、例えばこの後多分、小学校の統廃合が行われるということで空き校舎が出てくれば、小学校の教室というのは非常に文書保存に適した場所ではないかなとも考えられるわけです。そういう面も含めまして、文書の検索や閲覧を含めて、文書管理システムの導入も含めて、今後検討はできないのかどうか、お考えを伺いたいと思います。

○副議長（村田與右エ門君） 山根総務課長。

（総務課長 山根敏博君 登壇）

○総務課長（山根敏博君） 再質問にお答えをいたします。

遊休施設を活用した集中倉庫設置、それから文書管理システムの導入、電子文書への対応など効率的な行政運営のための御提案について、これを個別に検討するのではなく、すべて包括的に検討し、見直しを図ってまいります。

○副議長（村田與右エ門君） 2番。

（2番 帰山寿憲君 質問席登壇）

○2番（帰山寿憲君） それでは今後に期待を持ちまして、次に、文化財の件につきましてですけども、現在120件の審議待ちの物件があるというふうに伺いました。開催方法や委員の構成を含めまして、もう少しスピードアップできないものでしょうか。120件が1年間に何件認定できるのかわかりませんが、1カ月に10件やっても1年かかると。そんなことはならないでしょうから、10年先までかかるのかどうかかわからないですけども、委員さんの負担もありますし、開催場所、時間等限りもあるとは思いますが、もう一度スピードアップという点で検討できないかどうか、お伺いします。

○副議長（村田與右エ門君） 上山史蹟整備課長。

（史蹟整備課長 上山忠恒君 登壇）

○史蹟整備課長（上山忠恒君） 再質問にお答えをいたします。

文化財として認定される期間のスピードアップ、どのくらい期間が必要か、スピードアップはどうかということでございますが、物による、または場合にもよりますが、ちなみに最近指定になりました比

良野家の離れ座敷と長屋門につきましては、審議につきまして約1年を要しました。やはりそれぞれの専門分野の調査を得て委員会に諮るという手順を考えても、このような期間が必要でないかというふうに考えております。ただ、先ほども答弁いたしましたように、物によっては緊急性があるものもございますので、極力スピードアップに努めてまいりたいというふうに考えております。

○副議長（村田與右エ門君） 2番。

（2番 帰山寿憲君 質問席登壇）

○2番（帰山寿憲君） では、保存について今後ともよろしく願います。

最後に国体競技についてですが、市長から大変お力強い言葉をいただきましてありがとうございます。

先般、ドイツで行われた、ベルリンですね、世界陸上が行われていたんですけども、よく見ますとあの競技場というのは今の国際規格からは外れた競技場なんですね。今の陸上競技というのは9レーンのトラックで行われるんですけども、8レーンしかなかったと。そして左右のスペースも非常に狭い。よく見ますとサッカー場であったと。サッカー場にトラックを張りつけて競技場にした。国際競技でもそのような融通をきかしているのですから、国体ぐらいではという言い方は語弊がありますけれども、国体でもそのぐらいの対応ができてよいと思います。私、スポーツばかとも言われるんですけども、どうしてもやはり勝山市に国体の競技の2つや3つ、最低でも誘致していただきたいと思います。今後期待いたしまして、質問を終わります。